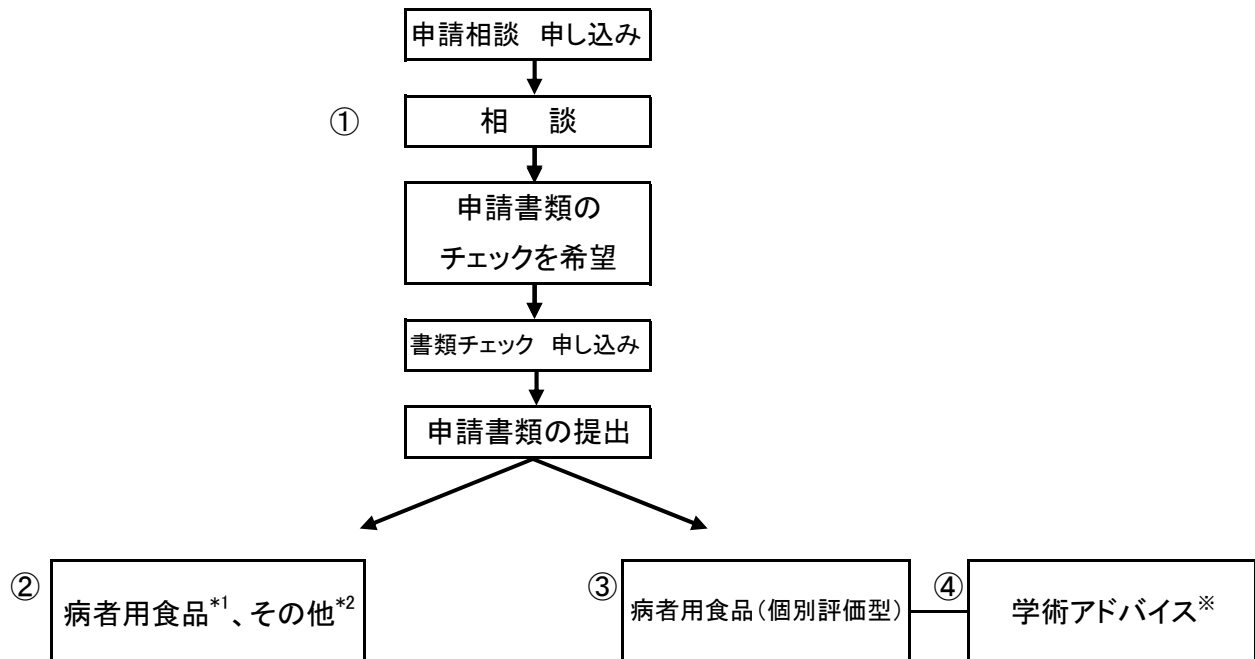


特別用途食品申請支援の流れ



*1 <許可基準型>低たんぱく質食品、アレルギー除去食品、無乳糖食品、総合栄養食品

*2 妊産婦・授乳婦用粉乳、乳児用調製粉乳、えん下困難者用食品

申請支援に係る料金

		＜税込み＞（円）		
		栄養食品部会員	栄養食品部以外の会員	一般
①	相談 (1時間につき)	5,250	10,500	15,750
②	病者用食品*1、その他*2 (1申請につき)	26,250	52,500	78,750
③	病者用食品(個別評価型) (1申請につき)	78,750	157,500	236,250
④	学術アドバイス* (1名につき)	210,000	210,000	210,000

①は、各種の届け出等に関する相談を含みます。

②、③は、申請書類のチェック及びその内容に関する相談を含みます。

③は、協会より「申請書点検表」を発行します。

※専門分野の先生に申請支援の依頼から許可取得までの間、ご意見をいただきます。
複数名への依頼も可能です。